

年金優遇定期預金（1年・3年）商品概要説明書

項 目	内 容														
1. 商品名	・自由金利型定期預金（M型）＜単利型＞ 愛称「年金優遇定期預金」														
2. 販売対象	・当金庫で公的年金（厚生年金・国民年金・共済年金等）をお受け取りになっている方、または新規に当金庫で公的年金をお受け取りになられる方（他金融機関からの変更含む。年金受取店舗での作成に限る。） ・年齢制限なし														
3. 取扱期間	・2024年4月8日(月)～2025年3月31日(月)														
4. 預入期間	・1年または3年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）														
5. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入形態	・一括預入 ・1,000円以上1,000万円まで（一顧客あたり） ・1円単位 ・総合口座または通帳式														
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 計算方法 (3) 3年定期で作成した場合	<p>・預入時の店頭表示利率に下記の優遇利率を上乗せし、満期日まで適用します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">預入期間</th> <th style="text-align: center;">優遇利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 年</td> <td style="text-align: center;">+0.15%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 年</td> <td style="text-align: center;">+0.15%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。</p> <p>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</p> <p>・中間利払日（預入日から1年後および2年後の応答日）および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第3位以下切捨て）により計算します。</p>	預入期間	優遇利率	1 年	+0.15%	3 年	+0.15%								
預入期間	優遇利率														
1 年	+0.15%														
3 年	+0.15%														
7. 税 金	・利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。														
8. 付加できる特約条項	・マル優の取扱いができます。														
9. 中途解約時の取扱い	<p>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払戻します。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 70%;">①預入期間が6か月未満の場合</td> <td style="text-align: right;">解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>②預入期間が6か月以上1年未満の場合</td> <td style="text-align: right;">約定利率×50%（1年定期）</td> </tr> <tr> <td>③預入期間が6か月以上1年未満の場合</td> <td style="text-align: right;">約定利率×40%（3年定期）</td> </tr> <tr> <td>④預入期間が1年以上1年6か月未満の場合</td> <td style="text-align: right;">約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>⑤預入期間が1年6か月以上2年未満の場合</td> <td style="text-align: right;">約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑥預入期間が2年以上2年6か月未満の場合</td> <td style="text-align: right;">約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑦預入期間が2年6か月以上3年未満の場合</td> <td style="text-align: right;">約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記①から⑦の計算による利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合は普通預金の利率とします。</p>	①預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通預金利率	②預入期間が6か月以上1年未満の場合	約定利率×50%（1年定期）	③預入期間が6か月以上1年未満の場合	約定利率×40%（3年定期）	④預入期間が1年以上1年6か月未満の場合	約定利率×50%	⑤預入期間が1年6か月以上2年未満の場合	約定利率×60%	⑥預入期間が2年以上2年6か月未満の場合	約定利率×70%	⑦預入期間が2年6か月以上3年未満の場合	約定利率×90%
①預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通預金利率														
②預入期間が6か月以上1年未満の場合	約定利率×50%（1年定期）														
③預入期間が6か月以上1年未満の場合	約定利率×40%（3年定期）														
④預入期間が1年以上1年6か月未満の場合	約定利率×50%														
⑤預入期間が1年6か月以上2年未満の場合	約定利率×60%														
⑥預入期間が2年以上2年6か月未満の場合	約定利率×70%														
⑦預入期間が2年6か月以上3年未満の場合	約定利率×90%														
10. 金利情報の入手方法	・店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。														
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部法務課（9時～17時、電話：0120-89-2471）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） 愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター（電話：0564-54-9449） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p>														

	<p>以上の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部法務課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記の各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能であり、東京都および愛知県以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。なお、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)をご利用の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営企画部法務課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して、1,000万円までとその利息が保護されます。)

豊川信用金庫